

**採点表（審査基準）**  
**（明石市生活困窮者学習・生活支援業務委託）**

| 項目              |                 | 審査内容                                                                                                                                                                                    | 配点 |
|-----------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 基本方針            |                 | ・生活困窮者自立支援制度や生活保護制度を十分に理解しているか。<br>・学習支援や生活支援に対する理念や考え方が十分にあると認められるか。                                                                                                                   | 6  |
| 配置予定業務責任者       |                 | 配置予定業務責任者は本業務を行う上で適正か。                                                                                                                                                                  | 6  |
| 業務実施体制          |                 | 本市業務を行う上での実施体制（指揮系統）は適切か。                                                                                                                                                               | 6  |
|                 |                 | 配置予定現場責任者（コーディネーター）は本業務を実施する上で十分な技術力や業務実績を有する者か。                                                                                                                                        | 8  |
|                 |                 | 学習支援員確保について具体的な計画があるか。                                                                                                                                                                  | 10 |
|                 |                 | 人員の配置は適切であるか。                                                                                                                                                                           | 6  |
|                 |                 | 学習支援員の研修計画は適切か。                                                                                                                                                                         | 4  |
|                 |                 | 学習支援関連業務の受託実績を十分に有すると認められるか。                                                                                                                                                            | 8  |
|                 |                 | 個人情報管理についての考え方や体制は整っているか。                                                                                                                                                               | 4  |
| 業務内容及び企画提案      |                 | 「学習支援」の支援計画は適切か。                                                                                                                                                                        | 10 |
|                 |                 | 「学び直しの機会の提供」の支援計画は適切か。                                                                                                                                                                  | 8  |
|                 |                 | 「中退防止のための居場所の提供」の支援計画は適切か。                                                                                                                                                              | 2  |
|                 |                 | 「学習相談」の実施計画は適切か。                                                                                                                                                                        | 4  |
|                 |                 | 「高校生向け中退防止のための意欲喚起プログラム」の企画内容は適切か。                                                                                                                                                      | 6  |
|                 |                 | 「将来の自立に向けた力を養うための行事」の企画内容は適切か。                                                                                                                                                          | 10 |
|                 |                 | その他、必要な支援の提案内容は適切か。                                                                                                                                                                     | 4  |
| 成果指標            |                 | 事業の成果に対する考え方は適切か。                                                                                                                                                                       | 8  |
| 公共性（施策反映）<br>評価 | 障害者の積極的雇用       | ・障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか。<br>・障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者の雇用があるか。                                                                      | 2  |
|                 | 子育て支援への取組       | 結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくり など<br>・法定を上回る育児休業制度を就業規則で制定<br>・職場復帰しやすい環境の整備<br>・子育て中の従業員向けの相談体制の整備・・・など                                                                                  | 2  |
|                 | 男女共同参画社会づくりへの取組 | 仕事と家庭の両立のための環境整備、セクシャル・ハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保 など<br>・フレックスタイム制、在宅勤務制度など<br>・セクハラについて相談や苦情のための特別窓口又はカウンセラーの設置<br>・性別により評価することがないよう人事考課基準を明確化<br>・事業者内託児所施設の設置・・・など | 2  |
|                 | 若年雇用者育成のための取組   | ・エルダー制度など若手従業員を個別実地に熟練者が育成するような制度を事業所として制定(単なる研修は除く)・・・など                                                                                                                               | 2  |
|                 | 更生支援のための取組      | ・保護観察所への協力雇用主としての登録があるか。<br>・刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等の整備 など<br>※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る。                                                               | 1  |
|                 | 労働安全衛生のための取組    | ・厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか。                                                                                                                                                             | 1  |
| 価格              |                 | 30点×参加者の中の最低見積金額÷当該参加者の見積金額<br>(小数点以下切り捨て)                                                                                                                                              |    |
| 合計              |                 | 150点                                                                                                                                                                                    |    |

※審査委員5人の合計点750点満点のうち、375点を最低基準点とし、これを超えなければ失格とする。